

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

埼玉県 北本市

一目次一

I 償却資産の申告について		ページ
1	申告していただく方	1
2	提出する書類	1-2
3	個人番号・法人番号の記載及び 申告書提出時の本人確認について	3
II 償却資産のあらまし		
1	償却資産の範囲	4-5
2	償却資産の主な種類について	5
3	業種ごとの主な償却資産の例	6
4	建築設備の家屋と償却資産との 区分について	7
5	テナント等が取り付けた家屋の 附帯設備（特定附帯設備）の課税 について	8
6	リース資産と納税義務者	8
7	国税の取扱いとの比較	9
III 償却資産の評価について		ページ
1	償却資産の評価と課税について	10
2	減価率及び減価残存率一覧表	11
IV その他		
1	非課税及び課税標準の特例 とされる資産について	12
2	過年度申告の修正について	12
3	虚偽の申告及び不申告について	12
4	申告内容の確認調査のお願い	12
V 償却資産Q&A		13-14
償却資産申告のチェックリスト		15

提出期限

令和8年2月2日（月）

提出先・お問合せ先 北本市役所 税務課 固定資産税担当

〒364-8633 北本市本町 1-111

TEL 048-591-1111（代表）

2275・2276・2277（内線）

※郵便・信書便又は直接窓口で受け付けております。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※正当な事由がなく申告しないときは過料が科される場合があります。

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

2 提出する書類（※12月上旬に申告書一式を送付します。）

- 初めて申告される方・・・全資産を申告してください。

対象者	令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に、新たに北本市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含みます。）
対象資産	令和8年1月1日現在、北本市内に所在し、事業の用に供することのできる資産
提出する 申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	・該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18備考（添付書類等）」に「該当資産なし」と記入して提出してください。 ・該当資産がない方は②種類別明細書の提出は必要ありません。

- 前年度までに申告されている方・・・増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（令和7年度）までに申告されている方
対象資産	前年度の申告から新たに増加及び減少した資産（令和8年1月1日時点の資産を申告）※ただし、令和7年1月1日以前に増加及び減少した資産についても、未申告のものがあれば申告してください。
提出する 申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	・前年中に増加及び減少資産がなかった方…申告書右下の「18備考（添付書類等）」の「異動なし」を○で囲み、提出してください。 ・増加資産のある方…申告書右下の「18備考（添付書類等）」の「増加資産あり」を○で囲み、種類別明細書に増加した資産を記入してください。 ・減少資産のある方…申告書右下の「18備考（添付書類等）」の「減少資産あり」を○で囲み、こちらからお送りした種類別明細書の資産の中で、減少となる資産を赤線で消してください。 ・法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようにご注意ください。

● 電算処理方式により申告される方

償却資産申告書	<p>① 全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記入してください。</p> <p>② 所有者コード、評価額（木）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記入してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産)	<p>① 必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。）</p> <p>② 前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。 電子申告の場合には、増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。</p> <p>③ 全資産について、評価額を記入してください。</p> <p>④ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力お願いします。）</p> <p>⑤ 評価額の最低限度額は、取得価額5/100に相当する額です。</p> <p>⑥ 改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。</p>

● eLTAXによる電子申告をされる方

北本市ではインターネット（eLTAX「エルタックス」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。eLTAXを利用できる方は、申告者及び税理士等で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。詳しくはeLTAXホームページでご確認ください。

3 個人番号・法人番号の記載及び申告書提出時の本人確認について

平成 28 年 1 月 1 日のマイナンバー制度導入により、申告書にマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入していただく必要があります。

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）第 16 条の規定により、本人の番号及び身元確認を実施させていただきます。申告の際は、下表の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は、資料の写し（コピー）を申告書に添付してください。

なお、法人番号を記入した申告書や電子申告にて申告データをご提出いただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか 1 点）
本人の番号確認	①マイナンバーカード（裏面）※ ¹ ③ 通知カード ③住民票や住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）
本人の身元確認	①マイナンバーカード（表面）※ ¹ ③ 運転免許証、旅券等の顔写真のある本人確認書類 ③健康保険証、年金手帳等の顔写真のない本人確認書類 2 点

（2）代理人が提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか 1 点）
本人の番号確認	①マイナンバーカード（裏面）※ ¹ ③ 通知カード ③住民票や住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）
代理人の身元確認	①マイナンバーカード（表面）※ ¹ ②運転免許証、旅券等の顔写真のある本人確認書類 ③健康保険証、年金手帳等の顔写真のない本人確認書類 2 点 ④ 税理士証票 ⑤ 税理士の補助者または事務員であることを証する書類 等
代理権の確認	① 委任状※ ² ② 税理士代理権限書

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードのみで番号確認、身元確認が行えます。

※2 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

（1）次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ア 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- エ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- オ 使用可能な期間が1年末満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- キ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

（2）少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日 以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日 以後に開始された事業 年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		減価償却	申告対象

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの
- イ 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ウ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- エ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- オ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
- カ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- キ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以降契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細 目（例）	
第1種	構築物	土地に定着した 土 木 設 備	広告塔、門、塀、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物付帯設備 (建築設備)	建物付属設備	・建築設備のうち償却資産として扱うもの ・賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装
		*詳しくは7ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】、 8ページ【5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備） の課税について】をご参照ください。	
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬 送 設 備	クレーン、フォークリフト等 (*詳細は13ページ参照)
		その他の	ガソリンスタンド設備、機械式駐車設備等
第3種	船 舶	モーターボート等	
第4種	航空機	ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）、構内運搬車等	
第6種	工具・器具 及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、複写機、陳列ケース、 医療機器、理容又は美容機器、ルームエアコン、金型、測定工具等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板 広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、フェンス、 キャビネット、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵・冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、冷蔵・冷凍庫、テレビ、 カラオケセット、放送設備、その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、看板、 サインポール、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波 測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット等)、各種キャビネット、 待合室用いす、その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、溶接機、洗浄給水設備、 貯水設備、構内舗装、福利厚生設備、その他
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、コンクリートカッター、 ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車(ナンバープレートを 取得している場合は、分類番号が「9」、「90~99」、「900~999」、 「0」、「00」～「09」、「000~099」のもの。)、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、カード発行機、両替機、 玉貸機、防犯監視設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、 ドリル、ホーニング、コンテンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、ジャッキ、地下タンク、 充電器、洗車機、コンプレッサー、ガソリン計量器、独立キャノピー、 屋外照明設備、消火設備、自動販売機、その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、 グラインダー、溶接機、取付工具、切削工具、その他
不 動 产 貸 付 業	駐車場舗装、門、塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、中央 監視装置、共同住宅の附帯設備(駐車場、門、フェンス、植栽、外構等)、 その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算 装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用器具、 農業用機械設備、その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一緒に、家屋自体の効用を高めるものについては家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なものの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none">・電灯コンセント配線設備・蛍光灯用器具、白熱灯用器具・出退表示設備・呼出信号設備・自動車管制装置・盗難非常通報装置・電話配線設備・電気時計配線設備	<ul style="list-style-type: none">・自家用発電設備・受変電設備・ネオンサイン・スポットライト、投光器・家屋と分離している屋外照明設備・分電盤より外側の配線・電話機、電話交換機・中央監視装置・LAN配線
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none">・給排水設備(受水槽を含む)・中央式給油設備・衛生設備	<ul style="list-style-type: none">・屋外給水管、屋外排水管・配管のない瞬間湯沸器・独立した煙突、給水塔
ガス設備	<ul style="list-style-type: none">・ガス設備 (配管、バルブ、ガスカラン)	<ul style="list-style-type: none">・メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none">・空調設備・冷暖房設備・換気設備、換気扇、天井扇	<ul style="list-style-type: none">・ルームエアコン
運搬設備 清掃設備	<ul style="list-style-type: none">・気送管設備・エレベーター・事務用ベルトコンベアーエquipment・小荷物用専用昇降機	<ul style="list-style-type: none">・工場用ベルトコンベアー・垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none">・固定椅子・金庫扉	<ul style="list-style-type: none">・取り外しの容易な簡易間仕切り・夜間金庫・機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none">・鉄骨等の非常階段・ポーチ、テラス	<ul style="list-style-type: none">・自転車置場・簡易物置

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

平成19年4月1日以降に、家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の課税区分及び納稅義務者について

	取付者	附帯設備	課税区分	納稅義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納稅義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として 申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

7 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用 	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。※1
特別償却、割増償却	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
耐用年数の短縮※2	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価格（1円）まで	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年末満たない場合の減価償却額が10万円未満の資産）	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度（租税特別措置法）	損金算入が可能	認められません。

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮記帳前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間が、その資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度のことです。

III 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

取 得 時 期	計 算 方 法
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - <u>減価率 / 2</u>)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※二重下線部分は、小数点第4位を四捨五入します。減価率については、次ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目、3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100(5%)に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

(3) 税額の計算方法

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て) } \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

※課税標準額とは、北本市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 納期

年4回に分けて納めていただくことができます。固定資産税の納期は毎年5月末日、7月末日、12月25日、2月末日になります。（ただし、納付期限が土曜日、日曜日、祝日などの休日にあたる場合には、その翌日が納付期限となります。）

2 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となります。

該当する資産を所有されている方は、「固定資産税非課税適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し、ご提出ください。

また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1「種類別明細書（増加資産・減少資産用）」の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

2 過年度申告の修正について

申告書受理後、増加資産として前年前以前に取得された資産の申告があった場合に、過年度申告の修正をお願いすることがあります。その場合、修正年度は5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追徴課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

3 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び北本市税条例第75条の規定により過料を科せられことがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられことがありますので、ご注意ください。

4 申告内容の確認調査のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は、現年度だけでなく、過年度（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年間）に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

V 償却資産 Q&A

1 遊休資産・未稼働資産

Q. 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますがこの「できる」とはどういう意味ですか？

A. 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。

2 償却済資産

Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A. 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

3 大型特殊自動車

Q. 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A. 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト※（軽自動車税の対象となるものを除く）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」が該当します。

※大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの | (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの |
| (3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの | (4) 最高速度が15km/hを超えるもの |

※農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく、最高速度が35km/h以上のもの。なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。）

4 家庭用にも使用する備品類

Q. 同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファー等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A. ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」になるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車及び荷者については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用している場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

5 従業員の福利厚生の用に供する資産

Q. 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A. 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本体の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的であると間接的であるとを問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

6 再生可能エネルギー発電設備について

Q. 太陽光発電設備を設置したのですが、固定資産税は課税されますか？

A. 家屋の屋根材として設置された太陽光発電設備は、家屋の課税対象となります。屋根材以外の設置方法をとり、事業用（売電又は事業所への電力供給等）に供するため取得された太陽光発電設備は、償却資産の課税対象となりますので、申告をお願いします。

なお、太陽光発電設備においては、課税標準の特例措置がありますが、平成28年4月1日以降取得したものに関しては、経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けて取得された太陽光発電設備は対象から除外され、政府の援助を受けて取得したもののが課税標準の特例の対象になります。

*添付書類…再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類

«償却資産（固定資産税）申告のチェックリスト»

提出前に次の確認をお願いします。

○ 記入漏れや申告誤りはありませんか？

- 令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 北本市内に存在する資産ですか。
- 屋号、連絡先、担当者氏名、個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記入漏れや押印漏れはありませんか。
- リース資産は貸している業者名の記入はありますか。
- 資産の種類、名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数に誤りはありませんか。
- 申告書の前年前に取得したものの取得価額は昨年の申告内容と一致していますか。
- テナント入居者が取り付けた建物附帯設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。

○ 申告漏れ資産はありませんか？

- 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 簿外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舎用等の減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる資産を含めていますか。
- 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- 申告漏れ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。

○ 申告不要な資産が含まれていませんか？

- 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。
- 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 無形減価償却資産（加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹、その他の生物が含まれていませんか。
- 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年末満で一時に損金又は必要経費に算入した資産が含まれていませんか。
- 取得価額が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択した資産が含まれていませんか。